

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第2編	第2編	
3－共通事項－7 (2)ハ	3－共通事項－7 (2)二	ビタミン類（チアミン塩酸塩）の掲載順序を変更した。
3－共通事項－7 (2)二	3－共通事項－7 (2)ハ	除酸材（炭酸カルシウム、アンモニア）の掲載順序を変更した。
3－共通事項－7 (2)へ	3－共通事項－7 (2)（新設）	酒類の原料として取り扱わない物品に、ろ過助剤（ポリビニルポリピロリドン）を加えた。
3－共通事項－7 (2)ト及びチ	3－共通事項－7 (2)へ及びト	酒類の原料として取り扱わない物品として、果実酒及び甘未果実酒のみに認められていたアルゴンを全酒類に拡大した。